



事務所だより 4月

平成 22 年 (2010) 4 月

◆「改正労働基準法」が4月から施行されます。◆

改正労働基準法の施行を来月に控えていますが、法改正に対応する積極的な動きは、大手企業においてもあまり目立っていないようです。業績不振に苦しむ企業にとっては、長時間労働の解消(時短)に取り組む余裕がないのが現状です。

今回の改正の中心は、(1)労使協定を締結すれば従業員が1時間単位で有給休暇を取得できる、(2)月 60 時間以上の時間外労働に対する割増賃金率を現行の 25%から 50%に引き上げる、という2点です(中小企業については当分の間、法定割増賃金率の引上げについては猶予されます)

◆「改正労働者派遣法案」を閣議決定(3月19日)◆

厚生労働省は、「改正労働者派遣法案」の国会提出について閣議に付議し、閣議決定がなされた。「登録型派遣の原則禁止」や「製造業務派遣の原則禁止」を盛り込んだ内容で、政府は今国会に同法案を提出の予定。

◆国民年金保険料を1万 5,100 円に引上げ(3月18日)

厚生労働省は、2010 年度における国民年金保険料を月額1万 5,100 円(現行1万 4,660 円)に引き上げると発表した。また、在職高齢年金の支給停止基準額は 47 万円(現行 48 万円)に改定される。

◆「新卒者体験雇用事業」

厚生労働省は、今年2月1日に「新卒者体験雇用事業」をスタートさせました。

この取組みは、就職先が決まっていない新規学卒者を対象として、体験的な雇用の機会を設けることで就職先の選択肢を広げるとともに、企業と求職者間の相互の理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進することを目的としています。

この「新卒者体験雇用奨励金」は、就職先未決定の新規学卒者を 31 日間の体験雇用(有期雇用)として受け入れた企業に対して、対象者1名につき「月額8万円」を支給するものです。

ハローワークに求職登録が必要です。詳細はお近くのハローワーク又は弊事務所へお問い合わせ下さい。



5月の予定

- ・ 1・2級管工事施工管理技術検定試験申込
平成 22 年 5 月 6 日(木)~5 月 20 日(木)
- ・ 1 級造園施工管理技術検定試験申込
平成 22 年 5 月 20 日(木)~6 月 3 日(木)
- ・ 建設業経理士(1・2級)申込受付期間
平成 22 年 5 月 10 日(月)~5 月 31 日(月)

| | | |
|----|---|---|
| 1 | 木 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税・都市計画税第 1 期分の納付 ・ 固定資産課税台帳の縦覧期間 ・ 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間 ・ 1・2級建設機械施工技術検定試験申込平成 22 年 3 月 15 日(月)~4 月 9 日(金) ・ 1 級土木施工管理技術検定試験申込平成 22 年 4 月 1 日(木)~4 月 15 日(木) |
| 2 | 金 | |
| 3 | 土 | |
| 4 | 日 | |
| 5 | 月 | |
| 6 | 火 | |
| 7 | 水 | |
| 8 | 木 | |
| 9 | 金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> |
| 10 | 土 | |
| 11 | 日 | |
| 12 | 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 |
| 13 | 火 | |
| 14 | 水 | |
| 15 | 木 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出<4 月 1 日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは提出期限 4 月 15 日> ・ 2 級土木施工管理技術検定試験申込平成 22 年 4 月 16 日(金)~4 月 30 日(金) |
| 16 | 金 | |
| 17 | 土 | |
| 18 | 日 | |
| 19 | 月 | |
| 20 | 火 | |
| 21 | 水 | |
| 22 | 木 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 桜事務所「NSS シャロウシ」振替 ・ 平成 21 年分所得税の確定申告分振替納税 |
| 23 | 金 | |
| 24 | 土 | |
| 25 | 日 | |
| 26 | 月 | |
| 27 | 火 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年分の消費税及び地方消費税の確定申告分振替納税 |
| 28 | 水 | |
| 29 | 木 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和の日 |
| 30 | 金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 月決算法人の確定申告 ・ 8 月決算法人の中間申告 ・ 固定資産税・軽自動車税の納付(最終日) ・ 健保・厚年保険料の納付[銀行] |

初めて作った事務所だよりは、いかがですか?
お役に立てる情報をお届けできればうれしいです。
花粉も黄砂も 多く飛んできました。
体調にご留意下さい。今後とも、よろしくお願いいたします。
事務所だより。作成担当:松田正子